

溶接容器溶接補修基準 KHKS0180 (2018)の定期見直しについて

1. 基準の趣旨

「溶接容器溶接補修基準」は、液化石油ガスを充填する内容積 4,000 L 以上の溶接容器及び高圧ガス運送自動車用容器であってマンホールを有する容器を対象に、当該容器の傷等の補修を行うための基準として 2009 年 3 月に制定され、容器保安規則第 21 条第 1 項第 5 号（加工の基準）の機能性基準を満足する例示基準として使用されている。

本基準は、前回改正（2017 年 9 月）から 5 年を経過しようとしているため、定期的な見直しを行うものである。

2. 前回改正（2017 年）の主な内容

- (1) 引用規格の最新版の適用
- (2) 基準の編集方法についての日本工業規格（JIS Z8301）に準拠
- (3) 容器保安規則の機能性基準の運用について（機能性通達）の改正に伴う通達番号の修正

3. 見直しの方針（案）

本基準の見直しにあたって、関係団体（日本エルピーガスプラント協会）に改正要望の調査を行ったところ、特に意見はなかったが、以下の改正を「軽微な変更に伴う改正（書面投票及びパブコメ等は不要）」として行うこととしたい。

- (1) 引用規格の最新版の適用
- (2) 基準の編集方法についての日本工業規格（JIS Z8301）に準拠
- (3) 容器保安規則の機能性基準の運用について（機能性通達）の改正に伴う通達番号の修正

改正案を資料 23-5-2 に示す。

以上